

議案第 8 2 号

すみだ生涯学習センター条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 4 年 1 1 月 2 7 日

提出者 墨田区長 山 崎 昇

すみだ生涯学習センター条例の一部を改正する条例

すみだ生涯学習センター条例（平成 6 年墨田区条例第 2 5 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「享受」の次に「することが」を加える。

第 2 条中第 6 号を削り、第 7 号を第 6 号とし、第 8 号を第 7 号とする。

第 3 条第 1 号中エを削り、オをエとし、カをオとし、キをカとし、クをキとし、ケをクとし、コをケとする。

第 5 条第 1 項中「エ」を「ウ」に、「の施設」を「に掲げる施設」に改める。

第 6 条第 3 号中「き損」を「毀損」に改める。

第 7 条の見出しを「（使用料）」に改め、同条第 1 項中「又は別表第 2 」及び「又は観覧料（以下「使用料等」という。）」を削り、「、当該」を「当該」に改め、同条第 2 項中「使用料等」を「使用料」に改める。

第 8 条の見出し中「使用料等」を「使用料」に改め、同条中「収めた使用料等」を「納めた使用料」に改める。

第 1 2 条第 3 号中「の使用」を「を使用すること」に改める。

第 1 3 条中「又は」を「、又は」に改める。

第 1 3 条の 2 第 1 項中「別表第 3 」を「別表第 2 」に改める。

別表第 2 を削り、別表第 3 を別表第 2 とする。

付 則

この条例は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。

(提案理由)

投影機器の老朽化等によりプラネタリウム館を廃止する必要がある。